

○石川県公安委員会事務専決規程

〔昭和39年3月25日〕
石川県公安委員会規程第1号

最終改正 令和6年3月15日公安委員会規程第3号

石川県公安委員会事務専決規程を次のように定める。

石川県公安委員会事務専決規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務のうち、石川県警察本部長（以下「本部長」という。）が公安委員会に代わって決裁処理すること（以下「専決」という。）ができる事務について、必要な事項を定めるものとする。

(専決事務の範囲)

第2条 本部長は、別表1及び2に定める公安委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、異例に属するもの又は公安委員会が特に指示した事項については、公安委員会の決裁を受けなければならない。

(部課長及び署長の専決)

第3条 本部長は、前条に定める専決事務のうち、定例又は軽易なものを石川県警察本部の部、課、隊、校の長又は警察署長に専決させることができる。

(報告)

第4条 本部長は、前2条の規定に基づき専決した事項のうち、別表2に指定した事項については、次の公安委員会の会議において、その概要を報告しなければならない。

(専決の処理)

第5条 この規程に基づく専決の事務処理に関して必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

風俗営業等に関する事務処理規程（昭和33年石川県公安委員会訓令第1号）

銃砲刀剣類等所持取締法等取扱規程（昭和34年石川県公安委員会訓令第3号）

火薬類取締法令取扱規程（昭和36年石川県公安委員会規程第1号）

(経過措置)

3 この規程施行の際、既にこの規程に相当する規程に基づいてなされた専決は、この規程に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和39年8月1日公安委員会規程第3号）

この規程は、昭和39年8月1日から施行する。

附 則（昭和41年12月27日公安委員会規程第4号）

この規程は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和42年11月1日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和42年11月1日から施行する。

附 則（昭和43年 8月 1日公安委員会規程第 2号）
この規程は、昭和43年 8月10日から施行する。

附 則（昭和45年 4月 1日公安委員会規程第 1号）
この規程は、昭和45年 4月 1日から施行する。

附 則（昭和47年 5月15日公安委員会規程第 3号）
この規程は、昭和47年 5月15日から施行する。

附 則（昭和47年11月 1日公安委員会規程第 5号）
この規程は、昭和47年11月 1日から施行する。

附 則（昭和48年 3月26日公安委員会規程第 2号）
この規程は、昭和48年 4月 1日から施行する。

附 則（昭和53年 3月15日公安委員会規程第 1号）
この規程は、昭和53年 4月 1日から施行する。

附 則（昭和53年12月 1日公安委員会規程第 5号）
この規程は、昭和53年12月 1日から施行する。

附 則（昭和54年 4月28日公安委員会規程第 3号）
この規程は、昭和54年 5月 1日から施行する。

附 則（昭和55年 6月14日公安委員会規程第 1号）
この規程は、昭和55年 7月 1日から施行する。

附 則（昭和55年12月15日公安委員会規程第 3号）
この規程は、昭和55年12月20日から施行する。

附 則（昭和55年12月23日公安委員会規程第 4号）
この規程は、昭和56年 1月 1日から施行する。

附 則（昭和56年 8月18日公安委員会規程第 4号）
この規程は、昭和56年 8月18日から施行する。

附 則（昭和58年 2月21日公安委員会規程第 1号）
この規程は、昭和58年 2月21日から施行する。

附 則（昭和60年 2月13日公安委員会規程第 2号）
この規程は、昭和60年 2月13日から施行する。

附 則（昭和62年12月10日公安委員会規程第 1号）
この規程は、昭和62年12月10日から施行する。

附 則（昭和63年 3月23日公安委員会規程第 1号）
この規程は、昭和63年 4月 1日から施行する。

附 則（平成 2年 9月 1日公安委員会規程第 1号）
この規程は、平成 2年 9月 1日から施行する。

附 則（平成 3年 4月23日公安委員会規程第 2号）
この規程は、平成 3年 4月23日から施行する。

附 則（平成 4年 2月25日公安委員会規程第 1号）
この規程は、平成 4年 3月 1日から施行する。

附 則（平成 4年 3月 1日公安委員会規程第 2号）
この規程は、平成 4年 3月 1日から施行する。

附 則（平成4年6月16日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成4年11月1日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成5年7月22日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成5年8月3日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成5年8月4日から施行する。

附 則（平成6年1月28日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成6年2月1日から施行する。

附 則（平成6年5月10日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成6年10月1日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年1月31日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成7年2月21日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成7年2月21日から施行する。

附 則（平成7年8月9日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成7年8月9日から施行する。

附 則（平成7年10月18日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成7年10月18日から施行する。

附 則（平成8年5月24日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成9年5月20日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成9年5月20日から施行する。

附 則（平成9年10月1日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月14日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成10年10月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の別表1 道路交通法の項第121号の規定は、平成10年9月28日から適用する。

附 則（平成10年11月1日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成11年1月21日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年1月21日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成12年2月1日から施行する。

附 則（平成12年1月21日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成12年2月1日から施行する。

附 則（平成12年6月15日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成12年8月15日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成12年8月15日から施行する。

附 則（平成12年11月24日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成12年11月24日から施行する。

附 則（平成13年3月30日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月31日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成15年3月27日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月17日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成15年10月17日から施行する。

附 則（平成15年11月28日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年3月5日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月21日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成16年10月21日から施行する。

附 則（平成17年1月27日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成17年1月27日から施行する。

附 則（平成17年3月17日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成17年3月24日から施行する。

附 則（平成17年4月28日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成17年4月28日から施行する。

附 則（平成17年11月24日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成17年11月24日から施行する。

附 則（平成18年3月23日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成18年6月1日から施行する。ただし、別表1に石川県個人情報保護条例の項を加える改正規定、別表1 道路交通法の項の改正規定（第1号に係る部分に限る。）及び別表2に石川県個人情報保護条例の項を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月7日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成18年6月7日から施行する。

附 則（平成18年9月7日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成18年9月7日から施行する。

附 則（平成19年3月2日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成19年3月7日から施行する。ただし、別表1 道路交通法規則の項の改正規定及び届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の項の改正規定は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成19年5月25日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年11月20日公安委員会規程第12号）

この規程は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成20年6月26日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月4日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成20年7月4日から施行する。

附 則（平成20年7月31日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成20年7月31日から施行する。

附 則（平成20年11月25日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成20年12月18日から施行する。

附 則（平成20年11月28日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月4日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成21年6月4日から施行する。

附 則（平成21年8月20日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成21年8月20日から施行する。

附 則（平成21年12月4日公安委員会規程第9号）

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

附 則（平成21年12月22日公安委員会規程第10号）

この規程は、平成22年1月4日から施行する。

附 則（平成22年3月30日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成22年3月30日から施行する。ただし、別表1 道路交通法の項から石川県自動車等運転免許試験実施規程その他の項までの改正規定は、平成22年4月19日から施行する。

附 則（平成23年2月17日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成23年2月17日から施行する。

附 則（平成23年7月29日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年 3月21日公安委員会規程第 2号）

この規程は、平成24年 3月30日から施行する。ただし、別表 1 道路交通法の項中の改正規定（第105号に係る部分に限る。）は、同年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年 4月26日公安委員会規程第 5号）

この規程は、平成24年 5月 1日から施行する。

附 則（平成25年 2月28日公安委員会規程第 2号）

この規程は、平成25年 2月28日から施行する。

附 則（平成26年 3月17日公安委員会規程第 3号）

この規程は、平成26年 3月31日から施行する。

附 則（平成26年 5月30日公安委員会規程第 4号）

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。

附 則（平成27年 5月25日公安委員会規程第 3号）

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

附 則（平成27年12月 8日公安委員会規程第 4号）

この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。

附 則（平成28年 3月11日公安委員会規程第 2号）

この規程は、平成28年 6月23日から施行する。ただし、別表 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の項の改正規定（同項第 3号に係る部分に限る。）は、同年 3月23日から施行する。

附 則（平成28年 3月11日公安委員会規程第 3号）

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則（平成28年 9月29日公安委員会規程第11号）

この規程は、平成28年10月 1日から施行する。

附 則（平成28年11月17日公安委員会規程第12号）

この規程は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年 3月 3日公安委員会規程第 1号）

この規程は、平成29年 3月12日から施行する。

附 則（平成29年 3月10日公安委員会規程第10号）

この規程は、平成29年 3月10日から施行する。

附 則（平成29年 3月10日公安委員会規程第11号）

この規程は、平成29年 3月10日から施行する。

附 則（平成29年 6月 2日公安委員会規程第13号）

この規程は、平成29年 6月14日から施行する。

附 則（平成29年 6月16日公安委員会規程第14号）

この規程は、平成29年 6月16日から施行する。

附 則（平成30年12月27日公安委員会規程第 2号）

この規程は、平成31年 1月 1日から施行する。

附 則（平成31年 3月28日公安委員会規程第 2号）

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則（平成31年 4月12日公安委員会規程第 3号）

この規程は、平成31年4月12日から施行する。

附 則（令和元年11月21日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和2年7月31日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和2年7月31日から施行する。

附 則（令和3年3月12日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和3年3月12日から施行する。

附 則（令和4年3月4日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和4年4月18日公安委員会規程第5号）

この規程は、令和4年4月18日から施行する。

附 則（令和4年5月13日公安委員会規程第6号）

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和4年7月21日公安委員会規程第11号）

この規程は、令和4年7月21日から施行する。

附 則（令和4年9月9日公安委員会規程第13号）

この規程は、令和4年9月9日から施行する。

附 則（令和4年11月8日公安委員会規程第14号）

この規程は、令和4年11月8日から施行する。

附 則（令和5年3月31日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月18日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和6年1月18日から施行する。

附 則（令和6年3月15日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（別表省略）